

県民参加の森づくり推進事業実施要領

1 趣 旨

県民の森づくり活動への参加機会を増やし、その活動を通して、森林や森林資源の大切さに対する理解を深めるため、森づくり団体等が「森づくり県民大作戦」の春の重点活動期間（4月1日から6月30日）と秋の重点活動期間（9月15日から12月15日）を主体に森づくり活動を行なう場合、その活動を支援します。

2 助成の対象となる活動の内容

次に掲げる要件のいずれかを満たす活動、行事等とする。

- (1) 「森づくり県民大作戦」の春と秋の重点期間に行う森づくり活動であって、県に対し事前に参加の申し出を行う活動であること
- (2) 一般県民を募集して行う森林整備活動や自然体験等の行事であること
- (3) 下流部と上流部の住民等が協働して行う森づくり活動であること
- (4) 森林所有者等と地域住民等が協働して行う森づくり活動であること

3 助成対象団体

次の（1）及び（2）の要件を満たす団体、又は（3）の団体とする。

- (1) 森づくり活動を行う非営利の団体、市民グループ等の団体
- (2) 構成員が5人以上の団体
- (3) 森林組合等森林・林業関係団体

4 助成対象と助成額

助成対象経費及び助成額（限度額）は「別表」のとおりとする。

5 助成金の交付の申請

この事業による助成を希望する団体（以下「助成希望団体」という。）は、次の書類を公益財団法人静岡県グリーンバンク（以下グリーンバンクという）に提出するものとする。

また、助成希望団体の責任において、当年度の4月1日から事業を実施できるものとし、助成金の交付の申請において、実施済の事業についても交付の対象として申請できるものとする。

なお、助成申請書を審査した結果、実施済の事業が交付金の対象とならない場合があっても異議を申し立てないこと。

1) 提出書類 各1部

- ① 県民参加の森づくり推進事業助成金交付申請書（様式1）
- ② 申請する団体の概要（様式1の附）

- ③ 活動の計画表（様式2）
- ④ 収支の計画表（様式3）
- ⑤ 「森づくり県民大作戦」参加申出書（県から返送されたものの写し）

2) 提出期限：別に定める日まで

6 採択の決定及び通知

グリーンバンクは、5により提出された助成申請書等の内容を審査し、適正と認められる場合は、予算の範囲内で助成額を決定し助成希望団体に通知する。

なお、助成金の申請総額が予算額を超える場合は、申請額を減額して助成額を決定する場合がある。

7 助成金交付の条件

グリーンバンク理事長は交付の決定において、助成金の交付に関する条件を付すことができる。

助成金交付の決定を受けた団体の代表者は、助成対象となる活動を中止又は廃止しようとする場合には、あらかじめグリーンバンク理事長の承認を受けるものとする。

8 実績の報告

採択の決定を受けた団体（以下「団体」という。）は、助成対象の活動完了後、次の書類等をグリーンバンクに提出するものとする。

1) 提出書類 各1部

- ① 県民参加の森づくり推進事業助成金実績報告書（様式4）
- ② 活動の実績表（様式5）
- ③ 支出の実績表（様式6号）
- ④ 支出に関する領収書等の写し
- ⑤ 活動成果整理表（様式7）
- ⑥ 活動の状況写真
- ⑦ その他、参加者募集チラシ、新聞記事等

2) 提出期限

活動完了の日から15日以内、又は助成金の交付の決定のあった日の属する年度の12月31日のいずれか早い日までとする。

9 助成金の額の確定

グリーンバンクは、8により提出された実績報告書等の内容を確認し、本要領等において助成対象として認められる経費について助成金額を確定し、団体に通知する。

助成対象として認められない経費や証拠書類等で確認できない支出等がある場

合は、決定額を減額して助成額を確定する場合がある。

10 助成金の交付

助成金の交付は、次によるものとする。

- 1) 助成金の対象となる活動が終了する前に、助成金の一部又は全額の交付を受けようとする場合
 - ・団体は、6に規定する助成金額の決定の通知を受領後、随時、概算払請求書を提出する。(様式8)
- 2) 助成金の対象となる活動の終了後に、助成金の交付を受けようとする場合
 - ・団体は、9の規定による助成金額の確定の通知を受領後、速やかに請求書を提出する。(様式8)

附 則

この要領は、平成28年度事業から適用する。

この要領は、平成29年度事業から適用する。

この要領は、平成30年度事業から適用する。

この要領は、平成31年度事業から適用する。

この要領は、令和2年度事業から適用する。

この要領は、令和3年度事業から適用する。

この要領は、令和4年度の事業から適用する。

「別表」 【県民参加の森づくり活動推進事業】

1 助成の対象となる経費

科目	区分	摘要
森林整備活動費	苗木代 借上げ料 保険料 通信費 消耗品費	資機材運搬車両等 傷害保険、ボランティア保険等 切手（参加者募集用）、振込料 救急薬品等
森林環境教育費	指導者謝金 借上げ料 学習教材費 保険料 通信費 消耗品費	外部の講師・指導者 施設使用料 教材、材料費等 傷害保険、ボランティア保険等 切手、振込料 救急薬品等
資機材費	器具・資材購入費	チェーンソー、草刈り機 鎌、鉞、のこぎり、くわ、ヘルメット、苗木の支柱等
森林整備活動、 森林環境教育の 情報発信費	—	実施した森づくり活動をSNSやホームページで情報発信するにかかる募金事業細則で定めた経費

※ 助成金の対象となる「摘要」等の考え方については「緑の募金による助成金交付事業の細部取扱い」を参照のこと

※ チェーンソー等を購入する場合の助成の上限額は次のとおり

a チェーンソー : 50千円/台（差額は活動団体負担）

b 刈払い機 : 35千円/台（差額は活動団体負担）

c その他の機械 : 30千円/台（差額は活動団体負担）

※ 会員等が所有する機械等の借上げ料（1日）の目安は次のとおりとする。

機械等	チェーンソー	刈払い機	車両 （軽トラ）	車両 （2T以上）	その他の機械
目安額	500円	500円	500円	800円	500～800円

2 助成の限度額

一般の方にも参加を求めて植樹活動を行う場合、表欄に記載の限度額を苗木購入代として加算することができる。

活動対象森林内（公有林を除く）の危険又は景観を著しく損ねるナラ枯れ木

等を除去する場合、除去（伐倒・集積のほか、搬出も含んで良い）に要する経費（重機などの借上げ料、傷害保険料、専門的な作業の委託料ほか）として、除去した立木の材積 1 m³ 当たり 10,000 円を、表欄に記載の金額を限度額として加算することができる。

なお、加算した額は、他への流用を不可とする。

行事等参加延べ人数	活動支援限度額	苗木代加算限度額	ナラ枯れ木等の除去費加算限度額
10人以上30人未満	50,000円	50,000円	100,000円
30人以上50人未満	100,000円		
50人以上	150,000円		

3 助成限度額にかかる調整

同一年度に「森づくりグループ活動支援推進事業」にも助成申請する場合は、次のとおり助成限度額を調整する。

【調整】：2つの事業の助成申請額の合計は、それぞれの事業の助成限度額のいずれか大きな方の額を上限とする。

4 森づくり活動の情報発信

この事業は緑の募金を活用していることから、活動に当たっては「緑の募金の幟」を設置するとともに、自ら森づくり活動の情報発信に努めること。また、グリーンバンクからの要請に応じて、グリーンバンクだより、緑の募金だより等用の被写体の了解が得られた写真データを提出すること。